

保護者の皆様

令和2年5月22日  
株式会社ネス・コーポレーション

## 6月以降の保育園の運営について

日頃より、園運営にご協力いただきありがとうございます。本日、江東区より認可保育所向けに通知が出ました。それに伴い、認証保育所も、認可保育所に準ずるとの指示がきております。つきましては、別紙江東区からの通知の通り、5月中に緊急事態宣言が解除された場合には、臨時休園を5月31日をもって終了いたします。ただし引き続き感染拡大防止を図り、段階的に通常運営へ移行させていく必要があることから、6月1日から6月30日までを登園自粛要請期間とさせていただきます。この期間、ご自宅での保育が可能なご家庭については、登園自粛にご協力ください。なお、6月1日以降も緊急事態宣言が延長された場合には、その期間まで臨時休園を延長いたします。

※ 5月31日を待たずに緊急事態宣言が解除された場合でも、5月31日までは臨時休園といたします。

区の通知文「3 保育料について」にあります、保育料の日割り計算の記載につきましては、認可保育園の事となります。認証保育所の保育料につきましては、返金等の準備をしている最中ですが、もうしばらくお時間いただけますと幸いです。決まり次第追ってご連絡いたします。

皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

令和2年5月22日

保護者各位

江東区こども未来部

日頃より江東区の保育行政にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

国の緊急事態宣言および東京都の要請に基づき、江東区では5月31日までお子さまが登園されている園を原則として臨時休園とさせていただいております。東京都については、今後宣言解除の可否を判断することとされていますが、江東区における6月1日以降の対応を下記のとおりとさせていただきます。保護者の皆様には、引き続きご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 臨時休園の終了・登園自粛要請の実施

5月中に緊急事態宣言が解除された場合には、臨時休園を5月31日をもって終了いたします。ただし引き続き感染拡大防止を図り、段階的に通常運営へ移行させていく必要があることから、6月1日から6月30日までを登園自粛要請期間とさせていただきます。この期間、ご自宅での保育が可能なご家庭については、登園自粛にご協力ください。

なお、6月1日以降も緊急事態宣言が延長された場合には、その期間まで臨時休園を延長いたします。

※ 5月31日を待たずに緊急事態宣言が解除された場合でも、5月31日までは臨時休園といたします。新たにお子さまの保育が必要となる方は、特別保育をご利用ください。

### 2 登園自粛要請期間中の保育園の利用について

登園自粛要請期間中の保育については、別紙「保育利用予定表兼特別保育申込書(6月)」に必要事項を記載の上、5月26日までに園にご提出ください。26日までのご提出が難しい場合は、園にご相談ください。

なお、緊急事態宣言が延長された場合には、その期間は「特別保育」の扱いとなりますので、保育が必要な理由の記載をお願いいたします。

### 3 保育料について

登園自粛要請、または臨時休園により、6月中に保育園を利用しなかった場合、保育園の利用のない日の保育料につきましては、日割り計算により減額いたします。保育料は、休園中と同様一旦、通常通りお支払いいただき、後日還付の処理を行う予定です。手続き等につきましては詳細が決まり次第、ご案内いたします。

状況の変化により、上記対応が変更となる場合もございます。あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

#### 【問い合わせ先】

- 保育園の運営に関すること
  - (公設公営園) 保育課保育管理係 電話 3647-9094
  - (上記以外の園) 保育計画課運営指導係 電話 3647-9503
- 保育料に関すること 保育課入園係 電話 3647-4934